

令和7年度歯科口腔外科技工委託の受託希望者調査について

1 調査の目的

本調査は、令和7年度歯科口腔外科技工委託(以下「本件委託」という。)を実施する上で、受託を希望される事業者の皆さんを事前に把握するために行う調査(以下「本件調査」という。)です。

このため、当院と委託契約を締結する事業者の皆さんにつきましては、原則、この本件調査で受託を希望していただく必要があります。

2 本件委託の仕様(案)について

別紙仕様書(案)に記載のとおりです。

3 本件調査対象事業者について

対象者(回答ができる者)は下記のとおりです。

- ・県内の保健福祉事務所において歯科技工所開設届を提出されている者
- ・上記2に掲げる仕様書(案)を満たせる者

4 調査(回答)方法について

受託を希望される事業者については、別紙回答用紙に自社で作成可能な歯科技工物の本(床)数を記入の上、住所・氏名・連絡先を記入し、別紙技工料金見積書(取り扱い可能な品目については技工費見積額(税抜)を記載し、不可能な品目については空欄としてください。住所、名称、代表者名を明記の上、代表者印を押印してください。)と合わせて当院歯科口腔衛生技工科までご提出ください。

(受託を希望されない事業者の皆さんの提出は不要です。)

5 調査(回答)期限について

令和7年3月5日(水)17:00までに歯科口腔衛生技工科必着(持参・郵送可)

6 委託料について

回答用紙と合わせて提出される別紙見積書の見積金額をもとに、当院にて委託料(「令和7年度 技工料金表」)を決定いたします。

また、決定した委託料は全事業者同一価格となります。

7 調査から契約締結までの流れについて

- (1)本件調査にて、受託希望者の確認を行います。
- (2)受託希望者の見積金額を参考に、委託料(「令和7年度 技工料金表」)を決定します。
- (3)受託希望者に対し、委託料(「令和7年度 技工料金表」)を提示します。
- (4)委託料に承諾された受託事業者の皆さんと契約を締結します(予定)。

8 諸注意

- (1)本件調査はあくまで希望者調査であり、歯科技工物の制作を依頼するものではなく、本件委託の契約締結を決定するものではありません。
- (2)委託料は提出された見積書の金額のとおりになるものではありません。
- (3)仕様は案であり、変更する場合があります。また、本件委託事業者の選定にあたり、対象者の要件が追加・変更される場合があります。